

プライバシーマーク付与適格性審査基準

- 本基準は、「プライバシーマーク制度基本綱領」第7条第4項に規定する「審査基準」であり、事業者が個人情報保護マネジメントシステムについて、JISへの適合性を判断するために、付与機関が定める指針（「プライバシーマークにおける個人情報保護マネジメントシステム構築・運用指針」）をその内容とする。
- 本基準に基づくプライバシーマーク付与適格性審査の実施の詳細（文書審査、現地審査の範囲に係る事項等）については、「プライバシーマーク付与適格性審査の実施基準（JIP-PMK220）」に従うこととする。

附 則

本基準は、2022年4月1日以降に申請があった事業者に適用する。

以上

改訂履歴

版	制定・改定日	位置	改定箇所・理由	施行日
1.0	2021年8月30日	—	内容を刷新（「プライバシーマークにおける個人情報保護マネジメントシステム構築・運用指針」に則った審査を行う旨）	2022年4月1日